

令和2年度 第27回「林地区 まちづくり会議」概要

日 時：令和2年11月21日（土） 14：00～15：00

場 所：林公民館

参加団体等：林地区町会長協議会、林真砂会、花の会、交通安全協会林支部、南消防団林分団、林地区子ども会育成委員会など

発言【1】

避難所の空調について

【市】

体育施設で現在、空調設備のある体育館は松任総合運動公園体育館があり、来年度は白山郷公園体育館と若宮公園体育館、美川スポーツセンターにおいて空調設備を新設する計画です。学校体育館に空調設備を設置する計画は現在ありません。

各地区の防災組織がお互いに情報交換ができるような連絡協議会を来年度に設立する予定であり、空調設備のある他地区の避難所利用についても検討課題として協議してまいりたいと考えております。

発言【2】

人口増加地区での民生委員の人数の是正について

【市】

民生委員児童委員の定数に関しましては、民生委員法により、民生委員児童委員協議会が調整することとなっております。その調整後、市より県へ定数に関する調書一式を提出し、県のヒアリングを受け、県議会に「民生委員の定数を定める条例」を上程することとなっております。

民生委員児童委員の次期改選は令和4年12月ですが、定数に関しての県への調書提出は、令和3年8月末の予定です。

現在、民生委員児童委員協議会において、定数改正に関する検討委員会を準備中です。今後、検討委員会で、担当区域及び人数の協議を行い、さらに町会長協議会とも調整する運びとなっております。

市といたしましては、検討委員会や県への資料提供等の支援をしてまいりたいと考えております。

また、市では、福祉協力員制度を設けております。福祉協力員の役割といたしましては、町内会での一人暮らし高齢者等の気になる人の見守りや声かけ等をしてい

ただき、何かありましたら市や地域包括支援センターへつないでいただくことをお願いしております。

必要とされる支援が行き届くような住みよいまちづくりを進めていく上で、市、町内会、福祉協力員、民生委員児童委員の緊密な連携が求められております。今後とも、地区の安全安心なまちづくりのため、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

発言【3】

老人会の活動について

- ①活動の縮小により助成費は返還する必要があるのか
- ②活動の場となる施設の収容人数の制限緩和を

【市】

①老人クラブ運営補助金は、国・県・市がそれぞれ 1/3 を負担する補助金で、補助金対象事業となる、社会奉仕活動事業、老人教養講座開催等事業、健康増進事業の事業総額が補助金額 46,560 円に満たない場合や活動月が 1 2 か月未満の場合は返還をお願いすることとなります。詳細につきましては、令和 3 年 1 月 7 日付け通知文書のとおりとなりますのでご確認ください。

②公民館の軽体育室におきましては、公益社団法人全国公民館連合会が定めている「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいて判断しております。令 2 年 10 月 2 日付けで改訂された上記ガイドラインでは、イベント・講座等の実施に際して、館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）を講じることとなっており、今後、上記ガイドラインが緩和されれば、収容人数について公民館と協議してまいります。

福祉ふれあいセンターにおきましては、令和 2 年 11 月から、大会議室 64 名(定員 96 名)、中会議室 36 名(定員 72 名)、小会議室 30 名(定員 60 名)と利用人数を緩和しております。

発言【4】

市民協働でつくるまちづくりの活動事例（防災訓練以外）について

【市】

モデル地区では、地域住民への周知のための広報紙の作成や、アンケートによる実態調査の実施、ホームページや SNS などを使い若者の参画を促す取り組み、中には若者にプロジェクトを任せるなど、地区課題に対応した内容で取り組まれている

地区もあります。

館畑地区では、市民提案型まちづくり支援事業で育成した地域芸能を柱に据え、地域の融和と活性化を図ることで、まずは理解を深めようというところから取り組まれています。

発言【5】

長期的な視点によるまちづくり活動の実践について

①花の活用

②ボランティア活動

【市】

①市では、まちづくり支援事業として、地区の活動に対して支援をしております。皆さんが喜んで取り組むことが大切であり、その地域に応じた活動の継続的な実践につながっていくようになればと考えております。そして、自分たちでできることは自分たちでやろうという精神が、協働のまちづくりに繋がるよう支援してまいります。

花の活用につきましては、市では花いっぱい運動を行っており、年2回夏と秋に各町内会及び公共施設に花苗を配布し、地域の皆さんに育てていただいております。これを継続しながら、新たな課題を模索し、市民の皆さんにこれまで以上に喜んで利用してもらえるような運動にしていきたいと思っております。

②ボランティア活動に対してポイントを付与する仕組みにつきましては、「見える化」をしていくことで活動実践の動機付けにもなります。また、ボランティアを実践する人が元気になっていくことも相乗効果としてあるものと思っております。

このような仕組みの導入につきましては、ボランティアの分野に応じた、個々の制度設計が必要であると考えております。

しかしながら、個別の制度につきましては、先進地において、登録者数が増えていない、ポイントの利用が少ない、制度導入の効果が得られていないなど、課題があることから、今後も研究してまいりたいと考えております。